

一般社団法人 日本感覚統合学会

感染性疾患（COVID-19、インフルエンザ等）影響下における対面による

講習会・研修会等の感染防止対策の基本方針

当学会では、感染性疾患（COVID-19、インフルエンザ等）影響下における対面による講習会・研修会等の感染防止対策の基本方針を以下の通りとしました。この方針は、国・都道府県等の動向、感染状況等を踏まえて適宜見直しを行います。この基本方針に基づいて対面による講習会・研修会等を開催しますので、詳細は各講習会・研修会等の開催要項をご参照ください。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

1. 対面による講習会・研修会等の開催及び参加者に関する基本方針

①参加者が、講習会・研修会等の開催日前に体調不良（発熱・全身倦怠感・気道症状等）がある場合は、医療機関の受診もしくは抗原検査等の活用を勧める。

感染性疾患に罹患した参加者は職場の規定がある場合は規定に従う（職場に規定がない場合には国の規定に従う）。

例：

COVID-19：感染した場合、発症日を0日として原則5日間待機。

インフルエンザ：原則として解熱後48時間までは待機。

2. 対面による講習会・研修会等の開催時の対策について

参加者の安心・安全の確保のため以下の項目を実施する。

- ①マスクの着用を自己判断（必要に応じて）とする
- ②手指消毒や手洗いの徹底を呼びかける
- ③身体接触または検査道具・物品を共有する前後の手指消毒を呼びかける
- ④密回避のため適度な距離を保った座席の設定とする
- ⑤定期的な換気、共有部分の定期的な消毒を実施する
- ⑥密回避のため、適度な距離を保った会話を呼びかける
- ⑦その他、医療・福祉・教育従事者として節度ある行動を呼びかける

3. 対面による講習会・研修会等の開催中に感染性疾患に罹患した場合の対応について

- ①参加者が医療機関受診により陽性が判明した場合には、対面による講習会・研修会への参加を中止とする
その他の参加者は、マスク等の感染対策が講じられ体調不良が無ければ対面による講習会・研修会への参加を継続する

- ② 感染性疾患に罹患し講習会・研修会への参加が全日不可となった参加者には、受講料の払い戻しもしくは次年度以降の受講に振り替える
- ③ 対面による講習会・研修会参加途中に感染性疾患に罹患した場合には、別日（次年度も含む）に補講を実施する事も検討する
- ④ 講師が感染性疾患に罹患し、代替の講師確保が困難となった場合、対面による講習会・研修会を中止とする、その場合の受講料は払い戻しとする

【参考：都道府県における感染対策の考え方】

令和5年5月8日(月)以降の基本的感染対策の考え方について

- 1 マスク着用の取扱いと同様、**主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。**
- 2 県として一律に協力要請を求めることはなくなり、国や県からの情報提供をもとに、個人や事業者は**自主的な感染対策に取り組む。**

➤ 個人や事業者へ提供する情報の例

【感染防止の5つの基本】（厚生労働省アドバイザーボード「感染防止の5つの基本」抜粋）

- ① 体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは医療機関を受診する。
- ② その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施
 - 外出時はマスクを携帯し、必要に応じていつでもマスクの着用ができるようにしておく。
- ③ 換気、密集・密接・密閉（三密）の回避は引き続き有効
 - 特に不特定多数の人がいるところでは、換気（空気の入れ替え）、人との間隔を空ける。
- ④ 手洗いは日常の生活習慣に
 - 食事前や家に帰った時などには、まず手を洗い20～30秒程度かけて流水と石鹸で丁寧に洗う。
- ⑤ 適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを
 - 一人一人の健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣を理解し、実行する。

なお、感染症法上の位置づけの変更により、5月8日から基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となる。